

## 川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市長は、新型コロナウイルス感染症の感染及び感染の拡大を予防するために、高齢者施設等の従事者が受検する抗原検査の頻回実施に要する費用の一部について、予算の範囲内において、川口市補助金等交付規則（昭和50年川口市規則第24号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき助成金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。
- (2) 抗原検査 新型コロナウイルスが体内に存しているか調べるために行う抗原検査をいう。
- (3) 高齢者施設等 第3条の表で定める施設等をいう。

### (助成対象事業者)

第3条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象事業者」という。）は、次の表に掲げる市内に所在する施設とする。

助成対象事業者
介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護 介護老人保健施設、短期入所療養介護、介護医療院、特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護 サービス付き高齢者向け住宅、住宅型有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム 訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護 小規模多機能型居宅介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護 通所リハビリテーション、居宅介護支援、福祉用具貸与・販売

(助成対象経費)

- 第4条 助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業者が、当該施設の業務に従事している者（以下「従事者」という。）を対象として、本人の希望に基づいて抗原検査を受検させた際の経費とする。
- 2 助成対象経費は、助成対象事業者が従事者に抗原検査を受検させるために購入した抗原定性検査キット（以下「検査キット等」という。）の購入代金とする。
  - 3 抗原検査は、検査キット等を購入し、自ら検査を行うものであり、医療機関等の受診により行うものは助成事業の対象とはならないものとする。
  - 4 助成対象となる検査キット等は、薬事法上の承認を受けた体外診断用医薬品とする。

(助成金額の算定)

- 第5条 助成金の交付額（以下「助成金額」という。）は、対象期間中における助成対象経費に対し、検査キット等1個あたり1,500円（税別）と実支出額（税別）を比較して少ない方の額とする。また、その合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 助成対象事業者が購入した検査キット等により、従事者に対し抗原検査を行ったとき、市が定める期間のうち、1週間に2回かつ4週間で限度に実施した検査費用に対して助成金を交付する。

(他の助成制度の優先)

- 第6条 助成対象経費について他の助成制度による助成を受けることができる場合は、当該他の助成制度を優先させるものとする。

(助成金の交付の申請及び実施計画の提出)

- 第7条 助成対象事業者は、規則第5条の規定により助成金の交付を受けようとするときは、計画の開始前までに川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 2 助成対象事業者は、予め従事者の抗原検査にかかる実施計画を作成し、申請書を提出する際に、計画内容を市長に提出しなければならない。
  - 3 実施計画は、別に定める電子申請により提出することとする。

(助成金の交付の決定)

- 第8条 規則第8条の規定による通知は、川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(週次報告)

- 第9条 助成金の交付決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、別に定める電子申請により、週次報告を提出しなければならない。

(実績報告)

- 第10条 助成事業者は、規則第11条の規定により、最終検査終了日の7日後までに、川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付の確定)

第11条 規則第12条の規定による通知は、川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金交付確定通知書(様式第4号)によるものとする。

(交付の方法)

第12条 市は、交付額の確定後に口座振替により助成金を交付し、精算払いによるものとする。

(決定の取り消し及び返還命令)

第13条 規則第16条第3項において準用する第8条による通知及び規則第17条による返還命令は、川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金交付決定取消通知兼返還命令書(様式第5号)によるものとする。

(書類の保管等)

第14条 助成金の交付を受けた者は、当助成に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を、当助成完了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年8月1日から施行する。

様式第1号

川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金  
交付申請書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 所在地  
法人名  
代表者職氏名

川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金の交付を受けたいので、交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

助成金交付 申請額			円
施設(事業所) 情報 ※1	施設(事業所)名		
	事業所番号		
	サービス種別	(他 ____ サービス)	
実施期間	年 月 日～ 年 月 日		
備考	実施計画は、電子申請にて提出 ※2		

※1 施設または事業所ごとに申請書を提出すること。

ただし、同一敷地内にて複数サービスを一体的に運営している場合は、この限りではない。この場合は、代表的な施設(事業所)名等を入力すること。

※2 当該申請書の記載項目と電子申請にて提出した実施計画の内容は、一致させること。

様式第 2 号

指令介第 号  
令和 年 月 日

様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金  
交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金については、交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付を決定します。

記

1 施設(事業所)名

2 サービス種別

3 助成金交付申請額 円

4 交付決定額 円

5 支払方法 精算払

6 交付決定の条件

- (1) この助成金は、川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金交付要綱に基づき交付するものであること。
- (2) この助成金は、川口市補助金等交付規則（昭和 5 0 年 5 月 1 日規則第 2 4 号）の適用があること。

様式第3号

川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金  
実績報告書

年 月 日

(あて先) 川口市長

申請者 所在地  
法人名  
代表者職氏名

年 月 日付け川口市指令介第 号で助成金の交付決定の通知を受けた川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金の助成事業が完了したので、交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

交付決定額			円
要交付額			円
施設(事業所)情報 ※1	施設(事業所)名		
	事業所番号		
	サービス種別	(他 ____サービス)	
添付書類等	・(別紙) 実績報告内訳 ・領収書の写し ※2		

※1 施設または事業所ごとに報告書を提出すること。

ただし、同一敷地内にて複数サービスを一体的に運営している場合は、この限りではない。  
この場合は、最も代表的な事業所名等を入力すること。

※2 要交付額の算定に要した領収書の写しを全て添付すること。

様式第 4 号

指令介第 号  
年 月 日

様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金  
交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金については、交付要綱第 11 条の規定により、下記のとおり交付を確定します。

記

1 施設(事業所)名

2 サービス種別

3 交付申請額 円

4 交付確定額 円

5 支払方法 精算払

6 交付確定の条件

- (1) この助成金は、川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金に基づき交付するものであること。
- (2) この助成金は、川口市補助金等交付規則（昭和 50 年 5 月 1 日規則第 24 号）の適用があること。

様式第 5 号

指令介第 号  
年 月 日

様

川口市長 奥ノ木 信夫 印

川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金  
交付決定取消通知兼返還命令書

年 月 日付け川口市指令介第 号により通知した川口市高齢者施設等従事者に対する抗原検査頻回実施事業費助成金交付決定の全部（一部）を次のとおり取り消したので、交付要綱第 13 条の規定により通知します。

また、交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

施設(事業所)名	
サービス種別	
住所	
助成金の交付決定額	
助成金の交付確定額	
助成金の既交付額	
返還すべき金額	
返還期限	
返還を命ずる理由	